

地域密着型通所介護
「ローゼンホーム上山デイサービスセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が運営するローゼンホーム上山デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し適正な指定地域密着型通所介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、高齢者等が要介護状態になった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたって、事業所は、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の保持、並びに利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたって、事業所は、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、指定通所介護事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ローゼンホーム上山デイサービスセンター
- (2) 所在地 千葉県船橋市上山町2-286-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名
事業所の職員、業務の管理及び地域密着型通所介護計画の作成を行う。但し、介護支援専門員及び同一敷地内の他の事業所との兼務は可能とする。
- (2) 生 活 相 談 員 1名以上
利用者又はその家族との相談の上、地域密着型通所介護計画をもとにサービスの提供方法等について十分な説明を行う。

- (3) 看護職員 1名以上
利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
地域密着型通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 12月29日から1月3日までを除いた月曜日から土曜日とする。但しこれ以外の日であっても臨時に営業を行う場合がある。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。（送迎時間を除く）管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
- (4) 利用者定員 18名とする。（第1号通所事業を含む。）

（地域密着型通所介護の取扱方針）

第5条の2 サービスの提供に当たっては、次条に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業所は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第5条の3 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそ

って作成する。

- 3 事業所は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、これを利用者に交付する。
- 5 事業所の職員は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(勤務体制の確保等)

- 第5条の4 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(定員の遵守)

- 第5条の5 事業所は、前条の利用定員を超えてサービスの提供を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第5条の6 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

- 第5条の7 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第5条の8 事業所は、利用申込者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の指定通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

- 第5条の9 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定期間を確認する。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、これに配慮してサービスの提供を行う。

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条の10 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように援助する。

(心身の状況等の把握)

第5条の11 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業所との連携)

第5条の12 事業所は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

第5条の13 事業所は、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費等の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面に記載する。

2 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法等により、その情報を利用者に対して提供する。

(地域密着型通所介護の内容)

第6条 指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練等）
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 食事

(地域密着型通所介護の利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護を提供した際の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し法定代理受領サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 前項に関わらず、食費についてはその費用の全額を徴収する。

3 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合は、利用者から受ける利用料の額と、船橋市が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。

4 事業所は、第1項、第2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。金額については別表に定める金額とする。

(1) オムツ代

(2) 前条に掲げる指定地域密着型通所介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

5 前項のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、船橋市とする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第8条の2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第8条の3 事業所は、サービスの提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、または受けようとしたとき

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当っては、本来の用法に従い使用する

こととし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

- 3 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時などにおける対応方法)

第10条 事業所は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備え、年2回、避難、救出その他必要な研修・訓練を行う。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する訓練の実施に当たって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は介護職員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上及び新規採用時に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう

努める。

- 3 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は入居者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
- 4 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回以上及び新規採用時に研修・訓練を行うものとする。

(記録の整備)

第14条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(掲示)

第15条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規程による掲示に代える事が出来るものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容を記録する。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、その指導または助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行う。
- 6 第4項の規定は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に準用する。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(会計の区分)

第18条 事業所は、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(虐待の防止)

第19条 事業所は、『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の趣旨に則り、利用者への虐待を未然に防止するために、虐待防止に関する責任者を配置するとともに職員に対して虐待防止に関する研修を実施する等、必要な管理体制を整備することによって、利用者の権利利益の擁護を図るものとするために、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる委員会の設置を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の策定と従業者への周知を行う。
- (3) 虐待防止のための研修を新規採用時開催すると共に、年2回以上の研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者の配置を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第20条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 事業計画に基づき実施

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程及び「船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成28年船橋市条例第34号)に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年	8 月	1 日	一部改正
平成 28 年	3 月	1 日	一部改正
平成 28 年	4 月	1 日	一部改正
平成 28 年 11 月	1 日	一部改正	
平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	6 月	1 日	一部改正
令和 2 年	9 月	1 日	一部改正
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正

別表 1

介護サービスの提供に要する有料サービス一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
複写物交付サービス	当事業所の資料が必要な場合、コピー機にて複写物を交付いたします。但し、A 4 サイズを基本といたします。 (財務諸表類、事業計画書、実績報告書など)	1 枚 20 円
各種証明書交付サービス	当事業所が交付する証明書などが必要な場合にご利用いただけます。 ① 在籍証明、サービス提供証明書 ② 医療費控除確定申告用領収書	① 1 枚 300 円 ② 1 枚 750 円
対象エリア外サービス	通常の事業の実施区域を越えてサービスの提供をいたします。送迎実施区域を越えた地点より料金が発生します。(要相談)	1 k m 10 円
外来者食事サービス	ご家族や当事業所ご来館の方へ、お食事を提供いたします。(食材の状況により提供できない場合があるため要相談)	昼食 780 円／食
利用者食事代	当事業所をご利用されるご利用者へお食事・おやつ・飲み物を提供いたします。	昼食 780 円／食
オムツ代	当事業所ご利用中に必要となった場合に使用いたします。①パッド ②紙オムツ ③リハビリパンツ	① 1 枚 100 円 ② 1 枚 150 円 ③ 1 枚 200 円

(注) 価格上昇及び消費税等により金額の変動有り

介護保険法に規定する第1号通所事業
「ローゼンホーム上山デイサービスセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が運営するローゼンホーム上山デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に規定する第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・事業対象者等（以下「利用者」という。）に対し適正な介護予防通所型サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業所は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ローゼンホーム上山デイサービスセンター
- (2) 所在地 千葉県船橋市上山町2-286-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名
事業所の職員、業務の管理及び介護予防通所型サービス計画の作成を行う。
但し、介護支援専門員及び同一敷地内の他の事業所との兼務は可能とする。
- (2) 生 活 相 談 員 1名以上
利用者又はその家族との相談の上、介護予防通所型サービス計画をもとにサービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- (3) 看 護 職 員 1名以上
利用者の健康管理を行う。
- (4) 介 護 職 員 2名以上
介護予防通所型サービス計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

2 前項各号に掲げる職員は、指定地域密着型通所介護事業と兼務とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日とする。但し、これ以外の日であっても臨時で営業を行う場合がある。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。(送迎時間を除く)管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
- (4) 利用者定員 18名とする。ただし、指定地域密着型通所介護事業に係る利用者と合わせた定員とする。

(通常の事業の実施区域)

第6条 通常の事業の実施区域は、船橋市とする。

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第7条 サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- 3 事業所は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものでなく、その心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識する。
- 4 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法でサービスを提供する。
- 5 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図る等の方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけをする。

(介護予防通所型サービスの具体的取扱方針)

第8条 サービス提供に当たっての具体的取扱方針は、第2条に規定する運営方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによる。

- (1) サービスの提供に当たっては、主治医または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
- (2) 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目

標、その目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う機関等を記載した介護予防通所型サービス計画書を作成する。

- (3) 介護予防通所型サービス計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成する。
- (4) 事業所は、介護予防通所型サービス計画書の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得なければならない。
- (5) 事業所は、介護予防通所型サービス計画書を作成した際には、これを利用者に交付しなければならない。
- (6) サービスの提供に当たっては、介護予防通所型サービス計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- (8) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもって行う。
- (9) 事業所は、介護予防通所型サービス計画書に基づくサービス提供開始時から期間終了時まで、少なくとも一回はモニタリングを行う。
- (10) 事業所は、モニタリングの結果を記録し、その記録を、介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告する。
- (11) 事業所は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防通所型サービス計画書の変更を行う。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第9条 サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意して行う。

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たり、介護予防におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供によるその課題の改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努める。
- (2) 事業所は、運動機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の方法による。
- (3) 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮する。

(安全管理体制等の確保)

第10条 事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生

- じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、職員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定める。
- 2 事業所は、サービスの提供に当たり、転倒防止の観点から余計な物品等を放置しない等転倒等を防止するための環境整備に努める。
 - 3 事業所は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努める。
 - 4 事業所は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第12条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、利用申込者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の介護保険法に規定する第1号通所事業等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第14条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定期間を確認する。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、これに配慮してサービスの提供を行う。

(要支援認定の申請に係る援助)

第15条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように援助する。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(介護予防支援事業者等との連携)

第17条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業所その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービス提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 事業所は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、これに沿ったサービスを提供する。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第19条 事業所は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

第20条 事業所は、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費等の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

2 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法等により、その情報を利用者に対して提供する。

(介護予防通所型サービスの利用料等)

第21条 介護予防通所型サービスを提供した際の利用料の額は、市町村の定める額とする。但し法定代理受領サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所型サービスを提供した場合は、利用者から受ける利用料の額と、船橋市が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。

3 事業所は、前項までの費用のほか、次に掲げる費用を徴収する。金額については別表に定める金額とする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要す

る費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) オムツ代

(4) その他介護予防通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

4 前項各号のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、署名（記名押印）を受けることとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第22条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（利用者に関する市町村への通知）

第23条 事業所は、サービスの提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、または要介護状態になったと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、または受けようとしたとき

（緊急時等の対応）

第24条 事業所は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる。

（勤務体制の確保等）

第25条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を確保する。

（定員の遵守）

第26条 事業所は、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第27条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会

等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当っては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(非常災害対策)

第28条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族等に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備え、年2回、避難、救出その他必要な研修・訓練を行う。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する訓練の実施に当たって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第28条2 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護職員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上及び新規採用時に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。

- 4 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回以上及び新規採用時に研修・訓練を行うものとする。

(記録の整備)

第30条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 介護予防通所型サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に関する記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(掲示)

第31条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の掲示に代える事が出来るものとする。

(秘密保持等)

第32条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書にて得るものとする。

(広告)

第33条 事業所は、広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとししない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 事業所は、介護予防支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第35条 事業所は、提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容を記録する。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、その指導または助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行う。
- 6 第4項の規定は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に準用する。

(事故発生時の対応)

第36条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及びその際に採った処置についての記録をする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第36条の2 事業所は、『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の趣旨に則り、利用者への虐待を未然に防止するために、虐待防止に関する責任者を配置するとともに職員に対して虐待防止に関する研修を実施する等、必要な管理体制を整備することによって、利用者の権利利益の擁護を図るものとする。

- (1) 虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる委員会の設置を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の策定と従業者への周知を行う。
- (3) 虐待防止のための研修を新規採用時開催すると共に、年2回以上の研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者の配置を行う。

(会計の区分)

第37条 事業所は、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(その他運営に関する重要事項)

第38条 この規程及び「船橋市指定介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービス事業の人員、設備及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱」(平成28年3月1日施行)に定める事項ほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

指定介護予防通所介護事業所「ローゼンホーム上山デイサービスセンター」運営規程は、平成30年3月31日をもって廃止する。

平成27年	8月	1日	一部改正
平成28年	3月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成28年	11月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	6月	1日	一部改正
令和 2年	9月	1日	一部改正
令和 4年	4月	1日	一部改正
令和 6年	4月	1日	一部改正

別表 1

介護サービスの提供に要する有料サービス一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
複写物交付サービス	当事業所の資料が必要な場合、コピー機にて複写物を交付いたします。但し、A 4 サイズを基本といたします。 (財務諸表類、事業計画書、実績報告書など)	1 枚 20 円
各種証明書交付サービス	当事業所が交付する証明書などが必要な場合にご利用いただけます。 ① 在籍証明、サービス提供証明書 ② 医療費控除確定申告用領収書	① 1 枚 300 円 ② 1 枚 750 円
対象エリア外サービス	通常の事業の実施区域を越えてサービスの提供をいたします。送迎実施区域を越えた地点より料金が発生します。(要相談)	1 k m 10 円
外来者食事サービス	ご家族や当事業所ご来館の方へ、お食事を提供いたします。(食材の状況により提供できない場合があるため要相談)	昼食 780 円／食
利用者食事代	当事業所をご利用されるご利用者へお食事・おやつ・飲み物を提供いたします。	昼食 780 円／食
オムツ代	当事業所ご利用中に必要となった場合に使用いたします。①パッド ②紙オムツ ③リハビリパンツ	① 1 枚 100 円 ② 1 枚 150 円 ③ 1 枚 200 円

(注) 価格上昇及び消費税等により金額の変動有り